児童福祉法の規定による障がい児通所給付費等の利用者負担額減免の取扱いに関する要綱

（平成２８年１１月１１日区長決定）

（目的）

第１条　この要綱は、児童福祉法（平成２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第２１条の５の１１及び児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号。以下「規則」という。）第１８条の２５の規定を適用することにより、支給決定を受けた通所決定保護者又はその属する世帯（以下「通所決定保護者等」という。）が支払う障害児通所給付費等のサービスに係る利用者負担額を減免することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（利用者負担額の減免対象者）

第２条　利用者負担の免除は、次の各号に該当する場合、利用者負担額を免除する。

⑴　災害免除対象者

法第２１条の５の規定により同項に規定する支給決定を受けた通所決定保護者等で生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害（以下「災害等」という。）により、住宅、家財その他の財産に受けた損害が全壊、全焼のいずれかの者で、所得認定区分が「生活保護」ではない者

⑵　所得激減免除対象者

次のすべての要件に該当する者

ア　規則第１８条の２５に規定する特別の事情のいずれかに該当すること

イ　所得認定区分が「生活保護」ではないこと

ウ　上記アの事実によって当該年の世帯所得の見込額が前年の世帯所得の金額に比して５割以下に減少したこと

エ　雇用保険を受給中でないこと

オ　当年の所得の見込額を基礎とした場合において、本人又は世帯全員が都区民税の非課税基準に該当すること

２　利用者負担の減額は、次の各号に該当する場合、利用者負担額の５割を減額する。

⑴　災害減額対象者

通所決定保護者等で生計を主として維持する者が、災害等により、住宅、家財その他の財産に受けた損害が半壊以上、床上浸水又は半焼以上のいずれかの者で、所得認定区分が「生活保護」ではない者

⑵　所得激減減免対象者

所得認定区分が「生活保護」ではなく、かつ規則第１８条の２５に規定する特別の事情のいずれかに該当すること

（減免の適用期間）

第３条　減免の適用は月単位で行うこととし、具体的な適用期間の基準は、次のとおりとする。

⑴　適用期間

減免の適用期間は、次号に該当する場合を除き、６箇月とする。適用開始月は申請のあった日の属する月とし、当該月の初日から適用する。

なお、当該期間の末日の属する月の前月以前に資力の回復その他状況の好転（以下「資力の回復等」という。）が見込まれる場合においては、資力の回復等が見込まれる日の属する月の末日まで適用する。この場合、適用期間の末日において資力の回復等がない場合は、本人の申し立てにより、適用開始日から６箇月以内に限って、月を単位として適用期間を適宜延長することができる。

⑵　同一事実に基づく適用期間の延長

通所決定保護者等から前号の適用期間である６箇月経過後もなお同一事実を原因として利用者負担の減免事由がある旨の申請があり、再度審査して減免事由があると認めるときは、前号の適用期間から継続して、１回に限り、減免の適用期間を６箇月以内で延長することができる。また、前号後段と同じく、６箇月以内より短い期間を設定した場合において資力の回復等がない場合は、本人からの申し立てにより、更新適用の開始日から６箇月以内に限って、月を単位として適用期間を延長することができる。

（減免の申請）

第４条　利用者負担の減免を受けようとする通所決定保護者等は、東京都板橋区児童福祉法施行規則（以下「区規則」という。）別記第３号様式の７及び別記第３号様式の１４に必要な書類を添付し、当該申請者の支給決定を行った区福祉事務所に申請しなければならない。

２　申請期限は、災害減免対象者は災害等により損害を受けた日から、所得激減減免対象者にあっては第２条第１項第２号アまたは同条第２項第２号のいずれかの事情が発生した日から、３箇月以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認める場合は、当該期間を延長することができる。この場合にも、損害を受けた日又は事情が発生した日から概ね６箇月を限度とする。

３　本条第１項の必要な書類とは、次に掲げるものとする。

⑴　規則第１８条の２５第１号に該当するときは、り災証明書

⑵　規則第１８条の２５第２号から第４号までに該当するときは、収入等を証明する書類

⑶　その他区長が必要と認める書類

４　前条第１項第２号により適用期間の延長を申し立てる場合は、申請を行った区福祉事務所に対し区規則別記第１号様式を提出しなければならない。申請期限は第２項を準用する。

（届出の義務）

第５条　利用者負担の減免を受けている者が減免を必要としなくなったときは、直ちに申請を行った区福祉事務所に対し区規則別記第５号様式を提出しなければならない。

（減免の取消し）

第６条　次の各号に掲げる場合であることが判明した場合は、利用者負担の減免を取り消すものとする。

⑴　事情の変更による取消

資力の回復、利用者負担再認定にかかる所得の見直し等により、利用者負担の減免をすることが不適当であると認められる場合は、当該認められた日の属する月の翌月以降の減免を取り消すものとする。

⑵　虚偽申請等により減免を受けた場合の取消

偽りの申請その他不正の行為により利用者負担の減免を受けたときは、適用当初に遡って取り消し、減額又は免除にかかる金額を返還させるものとする。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長がその都度定めるものとする。

付　則

１　この要綱は、決定の日より施行し、平成２８年４月１日より適用する。

２　平成２８年４月１日から平成２８年９月３０日までの間に第２条第１項各号又は同条第２項各号に該当する事実が発生した場合、第４条第２項の申請期限は、平成２９年３月３１日までとする。